

お客様各位

平成 29 年 5 月 10 日改訂

クレディ・スイス証券株式会社

最良執行方針

当最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客様にとって最良の条件で取引を執行するための当社の方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の取引所金融商品市場内に上場されている有価証券の注文を受託する際に、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

当社では国内の取引所金融商品市場内に上場されている株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」に該当するものを当最良執行方針の取扱対象とします。

なお、当社では当面の間、グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄である、株券、新株予約権付社債券等その他の金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」については、取り扱いいたしません。

2. お客様からのご指示

当社は常にお客様のご指示に従って注文を執行いたします。お客様において、下記3. に掲げた当社の最良執行方針及び当社の最良の条件で執行する方法ではなく、お客様自身の執行方針をご希望される場合には、あらかじめ必ず、執行の方法に関する明確なご指示を下さいますようお願いいたします。お客様のご指示があれば、売買立会によらない取引所金融商品市場若しくは取引所金融商品市場外での執行又は私設取引システム（以下、PTS）その他の代替執行市場（以下、ATV（Alternative Trading Venue））への取次ぎを、当社のスマート・オーダー・ルーティング・システム（お客様の注文の最適執行機会を複数の執行方法の中から検索するシステム。以下、SOR）を利用して行なうこともできます（ただし、PTSやATVへの取次ぎは、SORの利用につき事前にご同意頂きかつSORの判断方法につきご理解いただいたお客様に限ります）。

お客様より執行の方法に関してご指示がない事項につきましては当社の最良執行方針に従った方法で注文を執行いたします。

3. 最良執行方針及び最良の条件で執行する方法

お客様から特にご指示をいただいていない場合の執行方法として、当社は以下の3.1～3.3の方法により、注文を執行させていただきます。

3.1 当社のクロッシング・システムをご利用にならないお客様の注文執行

当社のクロッシング・システムをご利用にならないお客様の上場株券等に係る注文については、すべて委託注文として国内の取引所金融商品市場に後述の3.3の通りに取次ぎ、立会売買により執行することとし、お客様からのご指示がないかぎりPTSやATVへの取次ぎ及び売買立会によらない取引所金融商品市場への取次ぎは行いません。取引所金融商品市場の売買立会時間外に受注した注文は、当該取引所金融商品市場が売買立会の注文受付が再開された後に取引所金融商品市場に取次ぐことといたします。

3.2 当社のクロッシング・システムをご利用になるお客様の注文執行

クロッシング・システムをご利用になるお客様の注文に関しては、システム内の価格が主要市場での気配価格より良い価格の場合、もしくはシステム内の価格が主要市場での気配価格と同価格でかつ執行のスピードがより迅速であるとシステムが判断する場合は、売買立会によらない取引所金融商品市場に取次ぎ、執行を行います。なお、一般投資家であるお客様には、あらかじめ取引態様について明示し、ご同意いただいた上で執行します。

3.3 取引所金融市場における立会時間内での執行

当該銘柄が上場している取引所金融商品市場が一箇所である場合（単独上場銘柄）については、当該取引所金融商品市場へ取次ぎます。一方、上場している取引所金融商品市場が複数の場合（重複上場）は、ブルームバーグにより選定される主たる市場において執行されます。

上記により選定した取引所金融商品市場が、当社が取引参加者となっていない市場である場合には、当該取引所金融商品市場の取引参加者のうち、当該取引所金融商品市場への注文の取次ぎについて契約を締結している者を経由して、当該取引所金融商品市場に取り次ぎます。

4. 最良執行方針の理由

当社は、お客様から注文を頂いた時点で、注文執行時に入手できる市場に関するあらゆる情報を考慮し、最良の条件で取引を執行することをその方針とします。お客様から特にご指示をいただいていない限り、上記3. に示した最良執行方針にもとづき、最良の条件で執行するそれぞれの方法いずれか、またはその組み合わせによりお客様の注文を執行することが、お客様に最良の執行を提供するための最も合理的な方法と考えているからです。

上記 3.3 に示した上場している取引所金融商品市場が一箇所である銘柄の執行（単独上場銘柄）については、多くの投資家の需要が集中し、価格の透明性、流動性、執行のスピード等の面で優れていると考えられる取引所金融商品市場で執行することが最も合理的と判断しているからです。また、重複上場銘柄の執行についても主要取引所金融商品市場と選定された市場において執行することが、流動性等を勘案した上でお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。売買立会によらない取引所金融商品市場での執行については、上記 3.2 において掲げた最良執行方針に沿って総合的に勘案した結果、売買立会によらない方法による執行が法令等に則し、かつ、お客様への最良執行の提供につながると考えるからです。

5. その他

5.1 (i) から (iii) に掲げる取引については、3. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

(i) 投資一任契約等に基づく執行

当該契約等においてお客様から委任された範囲内において当社が選定する方法とします。

(ii) 端株及び単元未満株の取引

当社は端株及び単元未満株の注文の取扱いを行います。但し、お客様の執行方法に関するご指示がありましたら他の端株及び単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に引き次ぐこととします。

(iii) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

5.2 国内の取引所金融商品市場に上場する外国株の取引

当社は国内の取引所金融商品市場及び海外取引所金融商品市場に上場する外国株の注文につきましては、国内店頭取引は行わず当社海外関連会社等に注文を取り次ぐこととします。なお、お客様から国内の取引所金融商品市場での執行である旨の指示があった場合、当社最良執行方針に従い国内の取引所金融商品市場にて注文を執行いたします。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、執行コスト、執行のスピード、執行の確実性、流動性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって必ずしも最良執行義務の違反にはなりません。

6. お問い合わせ先

当最良執行方針に関するご質問は当社の営業担当者までお願いいたします。

平成 17 年 3 月 17 日制定

平成 18 年 2 月 13 日改訂

平成 18 年 4 月 1 日改訂

平成 19 年 10 月 1 日改訂

平成 20 年 4 月 14 日改訂

平成 21 年 6 月 10 日改訂

平成 22 年 3 月 12 日改訂

平成 22 年 9 月 1 日改訂

平成 23 年 8 月 8 日改訂

平成 26 年 7 月 14 日改訂

平成 29 年 5 月 10 日改訂

以上